

社会福祉主事の任用資格

社会福祉主事の任用資格は、各地方自治体の福祉事務所などに従事する公務員（ケースワーカー、相談員など）として任用される者に要求されるものです。特別養護老人ホーム、老人保健施設、軽費老人ホームなど社会福祉施設の職員等の資格にも準用されています。「任用資格」とは、所定の要件を満たし、該当する職種に就いて初めて通用するものです。

資格を取得できる対象は、以下の厚生労働大臣の指定する社会福祉に関する科目（以下「指定科目」）から3科目以上の単位を本学で修得して卒業した学生です。

入学年度	指定科目
2026年度以降	「教育原理」「社会学」「社会保障論」「経済学」「心理学」「社会福祉論」 「社会調査論」「地域福祉論」

なお、社会福祉主事任用資格が必要とされる職種は、下表のとおりです。

行政	福祉事務所	現業員、査察指導員、老人福祉指導主事、家庭児童福祉主事、家庭相談員、母子相談員 等
	各種相談所	知的障害者福祉司、身体障害者福祉司、児童福祉司 等
社会福祉施設		施設長、生活指導員 等